

## 2019 年春の全国交通安全運動実施要綱

**1 目的**

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、関係機関・団体が広報、啓発、交通安全教育活動を展開し、県民による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、県民総ぐるみで交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

**2 期間**

- (1) 運動期間 2019 年 5 月 11 日（土）から 5 月 20 日（月）までの 10 日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 5 月 20 日（月）

**3 運動の進め方**

- (1) 推進機関・団体は、連携を図り、地域の特性を踏まえた具体的な実施計画を定め、県民が主体となる「県民総ぐるみ」による活動を展開します。
- (2) 推進機関・団体は、管下の機関・団体等に具体的な実施内容を周知するほか、テレビ・ラジオ等のマスメディアや各種広報紙（誌）、インターネット等の各種広報媒体を活用して、広報・啓発を推進し、広く県民に運動の周知を図ります。

**4 運動の重点**

- (1) 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- (2) 自転車の安全利用の推進
- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (4) 飲酒運転の根絶
- (5) 横断歩道利用者ファースト運動の推進（滋賀県重点）

**5 運動の重点に対する実践事項**

- (1) 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
  - ア 安全に道路を通行するため、幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・呼びかけの促進
  - イ 通学路等や交通危険箇所における幼児・児童に対する保護誘導活動の推進
  - ウ 高齢歩行者の死亡事故の特徴等を踏まえた交通安全教育等の実施
  - エ 高齢運転者に対する加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報活動の推進
  - オ 70 歳以上の運転者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
  - カ 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカー S（略称：サポカー S）の普及啓発
  - キ 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- (2) 自転車の安全利用の推進
  - ア 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルール・マナーの周知徹底

- イ 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対するヘルメット着用の促進
- ウ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進
- エ 重大事故につながる二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用の危険性の周知徹底
- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - ア 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底
  - イ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
  - ウ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法およびハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
  - エ シートベルト着用体験車等を活用した参加・体験・実践型交通安全教室の開催
- (4) 飲酒運転の根絶
  - ア 交通事故被害者等の声を反映した広報・啓発活動等を通じ、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
  - イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底およびハンドルキーパー運動への参加促進
  - ウ 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させる広報・啓発活動の実施
  - エ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転根絶に向けた取組の実施
- (5) 横断歩道利用者ファースト運動の推進（滋賀県重点）
  - ア 2019年度滋賀県交通安全県民総ぐるみ運動実施要綱で定める「横断歩道利用者ファースト運動」の周知徹底
  - イ 信号機のない横断歩道に付随する標識標示（特にダイヤモンドマーク）等の再認識と周知徹底
  - ウ 横断歩道横断時における安全確認の周知徹底
  - エ 横断歩道横断時を含めた道路横断中の事故形態の周知、特に歩行者から見て左側から近づく車両に対する安全確認の徹底

## 6 呼びかけ事項

- (1) 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

### ○運転者は

- ・子どもや高齢者を見かけたら、徐行または一時停止するなど、その行動に十分気を付けて運転しましょう。
- ・登下校時間帯の通学（通園）路の通行はできるだけ避けましょう。
- ・自分の運転特性を認識し、飛び出し等があるかもしれないという意識を持って防衛運転をしましょう。
- ・時間にゆとりを持って行動し、無理な運転をやめましょう。

### ○家庭では

- ・外出する子どもや高齢者に対し、身近に起きた交通事故や近所の交通危険箇所等を例に

して、安全な道路の横断方法、通行方法などについて「ひと声」かけましょう。

- ・ 歩行者、運転者それぞれの立場における日常の交通安全行動について家族で話し合いましょ
- ・ 高齢者に対し、高齢ドライバーによる交通事故の特徴を伝え、高齢者の運転免許証の自主返納について家族で話し合いましょ。

○地域、職域などでは

- ・ 会合、集会の機会に子どもや高齢者を守る交通安全を呼びかけましょ。
- ・ 交通危険箇所等における安全点検や子どもや高齢者の保護誘導活動を積極的に行いましょ。
- ・ 参加・体験・実践型の交通安全教室を開催し、家族みんなで参加しましょ。
- ・ 朝礼、会合、会議などの機会において交通マナーと交通事故防止についての体験談を発表するなどし、交通マナー向上の輪を広げましょ。

(2) 自転車の安全利用の推進

○自転車利用者は

- ・ 「自転車は車の仲間」であることを認識し、交通ルールを必ず守りましょ。
- ・ 「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、滋賀県では自転車の損害賠償責任保険の加入が義務化されたため、条例の趣旨を理解し、必ず自転車保険に加入しましょ。
- ・ 自転車安全利用五則を守りましょ。

※自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
  - ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
  - ・ 夜間はライトを点灯
  - ・ 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

【自転車が歩道を通行できる場合】

★道路標識、標示により通行できるとされている場合

★幼児、児童（13歳未満）、70歳以上の者または車道通行に支障がある身体障害者が運転する場合

★道路工事等のため車道の左側端の通行が困難なとき

★著しく自動車等の交通量が多く、車道幅が狭いため、追越しをしようとする自動車等との接触事故の危険がある場合

- ・ 「スマホや携帯電話を使いながらの運転」や「イヤホンやヘッドホンで音楽などを聴きながらの運転」のような「ながら運転」は絶対にやめましょ。

○自動車運転者は

- ・ 薄暗くなったら、早めに前照灯を点灯しましょ。
- ・ 前照灯は上向き（ハイビーム）が基本です。対向車や先行車両など、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは下向き、それ以外は上向きと、こまめに前照灯を切り替え

て運転しましょう。

○地域・職域などでは

- ・夜間の事故の危険性や反射材の効果についての理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催しましょう。

### (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○運転者は、

- ・「車に乗れば必ずシートベルト・チャイルドシート」という着用習慣を身につけましょう。
- ・近距離の移動においても、必ずシートベルトを着用しましょう。
- ・子どもには体格に応じたチャイルドシートを正しく取り付け使用しましょう。

○家庭では、

- ・車で出かける家族に、シートベルト、チャイルドシートの着用について「ひと声」かけましょう。
- ・多人数で乗車する時には、全ての座席でシートベルトの着用を徹底しましょう。

○地域・職域では

- ・シートベルトの必要性や効果についての周知を図るため「シートベルト着用体験車」などを活用する交通安全教室を積極的に開催しましょう。

### (4) 飲酒運転の根絶

○運転者は

- ・飲酒運転は犯罪であることをよく認識して、少しでもお酒を口にしたら運転は絶対にやめましょう。
- ・お酒の出る会合には、車を運転して行かないようにしましょう。
- ・深酒や夜遅くまで飲酒した時など、二日酔いのおそれがあるときは、運転をしないようにしましょう。

○家庭では

- ・車を運転する家族には、お酒を勧めないようにしましょう。
- ・飲酒による運転への影響や、飲酒運転事故による生活への影響（罰金や民事訴訟など）について考えるほか、飲酒運転を「しない・させない」ために、家族でできることはなにか（お店への送迎など）について、家族で話し合しましょう。

○地域・職域などでは

- ・車を運転する人にはお酒を勧めないことを徹底しましょう。
- ・朝礼、会合等の機会に飲酒運転の危険性や交通事故の悲惨さについて話し合しましょう。
- ・積極的に「ハンドルキーパー運動」に参加しましょう。

### (5) 横断歩道利用者ファースト運動の推進（滋賀県重点）

○運転者は

- ・「横断歩道は歩行者優先」であることを再認識し、特に信号機のない横断歩道を渡ろうとする歩行者を認めた場合、横断歩道の手前で必ず停止し、歩行者に道を譲りましょう。
- ・信号機のない横断歩道の手前には、横断歩道ありの路面標示（ダイヤモンド）や道路標

- 識が設置されています。これらが見えたら、歩行者の有無をしっかりと確認しましょう。
- ・運転者から見て、道路を右から左に横断する歩行者と衝突する事故形態が多いことから、特に右から道路を横断する歩行者に注意しましょう。
  - ・夜間は自分に近い左側からの飛び出しには注意していますが、右側から横断してくる横断歩行者の発見が遅れがちになることから、前照灯をこまめに切り替える「ハイビーム切り替え運動」に努め、右側から現れる歩行者にも注意しましょう。

#### ○歩行者は

- ・道路を横断するときは、必ず横断歩道を利用し、左右の安全確認と、車が停止してから横断を始めましょう。
- ・道路を渡り始めに右からの車に注意している間に、左から車が近づいている場合があります。道路を渡り始めてからも再度左右を確認し、渡り始めとは反対側（左側）の車に注意しましょう。
- ・横断歩道に接近する車両に対して可能な限り、手を挙げるなど横断する意思表示をしっかりとしましょう。
- ・道を譲ったドライバーに対して可能な限り、お辞儀するなど感謝の意思表示をし、ドライバーと歩行者が気持ちよく道路を利用しましょう。

## 7 その他

本運動の期間は、統一地方選挙の実施に伴い第2に掲げる期間とするが、4月は児童・生徒が入学や進級を迎える時期であることから、この機を捉えた児童・生徒やその保護者等に対する交通安全教育、街頭指導等についても十分配慮するものとする。

滋 交 対 第 1 0 号  
平成 31 年(2019 年) 2 月 25 日

各 市 町 長 様

滋 賀 県 交 通 対 策 協 議 会  
会 長 三 日 月 大 造  
( 公 印 省 略 )

「2019 年春の全国交通安全運動」の実施について(通知)

平素は、交通安全対策の推進に格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記運動について、別添実施要綱により実施することになりましたので通知します。

貴市町におかれましても、警察、教育委員会その他交通安全推進団体等関係機関と緊密な連携のもと地域の実態に応じた諸対策を積極的に推進していただき、効果的な活動を展開していただきますよう特段の御配慮をお願いします。

滋賀県土木交通部交通戦略課

交通安全対策室 大森

TEL 077-528-3682 FAX 077-528-4837

E-mail:[omori-mutsuhiro@pref.shiga.lg.jp](mailto:omori-mutsuhiro@pref.shiga.lg.jp)

2019年度滋賀県交通安全スローガン

事故ゼロで笑顔広がる 滋賀のまち  
渡るかな 止まって譲ろう 横断歩道  
自転車 スマホさわるな 前をみて



主唱：滋賀県交通対策協議会